

## 総務委員会委員長報告書

令和7年3月24日

総務委員会に付託されました議案10件、陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第3号「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書」について報告します。

本件は、1、庁舎内において政党機関紙の勧誘行為を行う場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があることを確認いただき、許可を得ずに勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば今年から改めること。2、「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料とするよう求めるものです。

初めに、当局より、

政党機関紙を庁舎内で配布、集金していることについては承知しています。このことについては、流山市庁舎管理規則の第7条に規定されている禁止事項に当たるものではないですが、庁舎内での勧誘及び販売は、第8条、庁舎使用の許可、第1号、物品販売、寄附の募集その他これに類する行為をすること、第2号、宣伝、勧誘、署名、その他これらに類する行為をすることに該当すると考えられるため、現時点では、原則、庁舎使用許可が必要であると考えます。政党機関紙の配布、集金については、市民等来庁者への影響がないよう、事務時間外及び昼休みに行われていることを把握しております。

現在、当課宛に政党機関紙の勧誘によるハラスメントに関する相談が寄せられていないことや、また、政党機関紙の購読購入は、職員個人の意思に基づくものであるため、アンケートを行うことは考えておりません。

との意見がありました。

本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、項目1については4対2をもってして採択すべきものとし、項目2については2対4をもってして不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書」について報告します。

本件は、流山市特別職の職員の地域手当を廃止するよう条例改正を求めるものです。

初めに、当局より、

地方公共団体の常勤の特別職の職員に対して支給する手当について、国は、国家公務員の特別職の職員に、支給している手当を支給することは、国との均衡上差し支えないとしております。地域手当は国家公務員の特別職の職員にも支給されていることから、本市が非常勤の特別職の職員に対して、地域手当を支給することについては法的な問題はありません。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 採択の立場で討論する。

特別職の手当について、削除するとか引き上げるということを議会から申し上げるのではなく、特別職自身がどのように判断するのかが本来の在り方ではないかと考えている。

ただ、市民の今の生活ぶりを考えると、暮らしの大変さが拡大をし、一方で、市長の判断で今まで進められてきた旧割烹新川屋本館の取扱いを巡り、1億6,000万円もの公費投入の在り方が問われており、そのような市民感情を考えれば、市民の皆さんがそのような思いを持つことはあり得るのではないかと思うので賛成とする。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）」について報告します。

本案は、国の令和6年度補正予算第1号を活用して、令和7年度に予定していた小中学校の改修工事など、主に教育環境の整備について、今年度に前倒しして行う経費を追加するとともに、公定価格の改正に伴う保育園等運営委託料を追加するなど、所要の補正を行うものです。

また、これらに関連する歳入の追加等所要の補正を行うほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の変更等を行い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3億5,015万円を追加し、895億7,387万4

千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

決算的なものや、市民の願いを受けたもの、また物価高騰への対応など、ほとんど賛成できる内容が盛り込まれているが、それらと抱き合わせて白みりんミュージアムに関わる基金の積立てが盛り込まれている。目的を指定された寄附があったとはいえ、開設目前の白みりんミュージアムについて、引き続き基金を積立てていくということに本当に意義があるのかどうか改めて考えなければいけないと感じている。

流山市の財政や、市民要望の実現の展開上、白みりんミュージアムの施設整備及び展示に、これまで以上に経費を投入することが私はあってはいけないのではないかと感じており、本補正予算には反対する。

2 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

以下3点の理由から賛成する。

- 1 多くが決算的見地であること。
- 2 国の補正予算と連動した前倒し事業であること。
- 3 気になる点は質疑でクリアできたこと。

1点指摘する。白みりんミュージアムのような観光施設は建設後の集客が大切であると思う。特に、投資した分の回収には、経営戦略、マーケティング、営業と三位一体となった今後の展開が大切であると考えます。

3 1点指摘要望し、賛成の立場で討論する。

歳入において、財政調整積立基金繰入金を大きく減額し、歳出についても財政調整積立基金への積立金が追加されており、一般財源の確保に向けた取り組みと結果が確認できたことを評価する。

また、歳出では、高齢者の交通機関利用支援事業において、ぐりーんバスの収支率を高齢者割引がないものとして算出するようにしたことや物価高騰支援事業（環境政策課）では、国庫支出金を活用し、省エネ家電の買い替え等への補助に対して迅速に対応していることなど、市民の声を取り入れて市民生活に寄り添った対応であることを高く評価する。

なお、運転免許証自主返納者割引制度において、市民からの申請件数が当初見込んだ件数を下回ることについては、その結果をしっかりと検証していただき、より多くの方に利用いただけるような対策を講じていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、原則として全ての新築建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務化されるとともに、建築確認・検査の対象となる建築物が拡大されること等から、手数料の改定及び追加を行うほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」について報告します。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の改正が必要な条例を整理するものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 反対の立場で討論する。

本案は、マイナンバー制度の利活用や利便性向上を目的としているが、個人情報悪用やスマホ乗っ取りなどによる個人情報等の流出の危険性は、引き続き高まっていると心配をしている。

法令改正時の国会審議でも指摘をされている点であるが、そのような危険性が根本的に解消されていないことから、本議案については反対する。

#### 2 賛成の立場で討論する。

マイナンバーカードの問題については、様々なところで議論され、マスコミでも悪い点がよく報道されている。しかし、今回は、国の法改正に伴う自治体の条例改正が主眼である。適切で迅速な対応が必須となることから賛成する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、附属機関である流山市子ども・子育て会議の委員の構成及び定数を変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）」について報告します。

本案は、小山小学校校舎建設等PFI事業に係る特定事業契約について、十太夫児童センターの開館時間及び休館日の変更に伴う運営業務に係る費用の増加により契約の変更をしようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

今回の契約変更の中身については了承しているが、わが党はPFI事業そのものに反対をしている立場であり、PFI事業に関わる契約などについては、一貫して反対をさせていただいている。

2 賛成の立場で討論する。

以下3点の理由から、賛成する。

1 今回の契約変更の内容は、施設の運営変更という特定の業務に絞った契約内容であること。

2 PFI手法の良い点、反省点など、総括は事業終了後でないと正確には検証できないこと。

3 利用者にとっては、メリットが多いこと。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」について報告します。

本案は、刑法等の一部を改正する法律による刑法の懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する改正に伴い、当該改正の対象である字句を使用している条例について条文を整理するものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

上位法の改正における審議の中で、罪を犯してしまった受刑者のうち、懲役となれば所定の作業を行うことになる一方、禁固では、所定の作業を行う義務は課されず、あくまでも受刑者の主体的自主的な申請により、作業に当たっていたこれまでの法体系が、拘禁刑で一括することで、様々な義務を課し、僅かな自由や国際的にも保障されるべき権利が大きく制限さ

れかねないなどの懸念が国会で指摘された。

また、弁護士会などでは、国連被拘禁者処遇最低基準規則に関わる問題が指摘をされており、それに伴った、今回の条例改正であり反対する。

2 賛成の立場で討論する。

近代刑法の理念である疑わしき者は罰せず、罪刑法定主義に立脚した法改正であり、本改正は、そのような上位法の改正によるもので妥当であると判断する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員に係る給与について改定するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために講ずる措置について規定するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、請求があった場合に所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡大するほか、職員に対する仕事と介護の両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境を整備するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第32号「工事請負契約の変更について（流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事）」について報告します。

本案は、令和5年流山市議会第2回定例会で議決を経た流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事に係る工事請負契約について、別途契約している外構工事と本契約による建設工事とを並行して実施することにより、双方の工事の進捗に支障を来すこととなったため、工期の末日を令和7年3月31日から同年5月31日に延長するもので、この工期延長に伴い、諸経費など令和7年4月以降の施工に要する費用として7,000万円を増額し、契約金額を30億6,310万円とするものです。なお、当該変更に係る変更契約の仮契約を、令和7年2月21日に奥村・橋本特定建設工事共同企業体と締結しているとのことです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

以下3点の理由から賛成する。

消防本部中央消防署庁舎建設工事における工事請負契約の変更については、やむを得ないものとする。

1 工事費のベースで進捗率が8割を超えている今、その根底を揺るがしかねないほどの不正や偽装が、現時点で発覚したわけではない。

ただし、公開された予定価格の100パーセントで落札しスタートした本事業において、自然災害や新型コロナウイルスなどにより、長期中断が余儀なくされた工事現場ではない。また、学校敷地内など、施工に特段の注意を必要としない工事現場にもかかわらず、工期も工事費も相次いで変更されたことは、再発を防止する上で、事業者名やその工程作業、点検の経過など、行政も議会もしっかり記憶、記録をしておく必要があると考える。

2 当初予定された工事の仕上げとともに、追加工事や詳細設計の変更は、災害拠点ともなり、かつ今後21世紀の奥深くまで、信頼される消防行政の中心的役割を担う消防本部と中央消防署であることから、必要不可欠な工事ということで、組織的判断により追加したものとして尊重させていただく。

3 現在の消防本部中央消防署は、洪水ハザードマップ上、浸水が予想される区域にあり、家屋冠水した履歴を有する地域にも近接し、地震でも大きく揺れる地域に位置している。かつ、昭和49年5月に建築され、50年以上、経過しており、移転、新設する必要性は高まっている。

私もかつて所属した都市建設常任委員会において、2016年度の委員会視察を経て、2017年第1回定例会に、常任委員会として、発議を行い、早期移転建設を求める決議が全会一致で可決された経緯がある。

そのような経緯からも、市民の願いが多く詰まっている事業だけに、今回のような相次いだ変更等が、再発しないように、しっかり教訓化をして、最後まで真摯に当たっていただきたいことを願って、本議案については賛成する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上